

# 報 廣 県 と や ま

9

1998 No.356

各 世 帯 配 布 版

特集1 介護保険制度

特集2 未来に羽ばたく 子どもたち

クローズアップ 見直そう 環境にやさしい公共交通機関

トピックス 第40回自然公園大会 ほか



# 介護保険制度

— みんなで支えよう老後の安心 —

## 社会全体で支える仕組み

本県の高齢化率(六十五歳以上の人の割合)は十九・三%(今年三月現在)と、全国平均の十六・〇%(同)を上回るペースで高齢化が進んでいます。

二〇二〇年の高齢化率は三十%に達すると推定され、急速な高齢化のなかで、寝たきりや痴呆など介護を必要とする高齢者が増加するものと見込まれます。

介護保険制度は、こうした高齢者を、家族だけでなく、社会全体で支えようとする制度です。

## 平成十二年四月スタート

介護保険制度は、市町村を運営主体(保険者)として、平成十二年四月からスタートします。

ただし、要介護認定申請の受付は、平成十一年十月から始まります。

## 誰が加入するの？

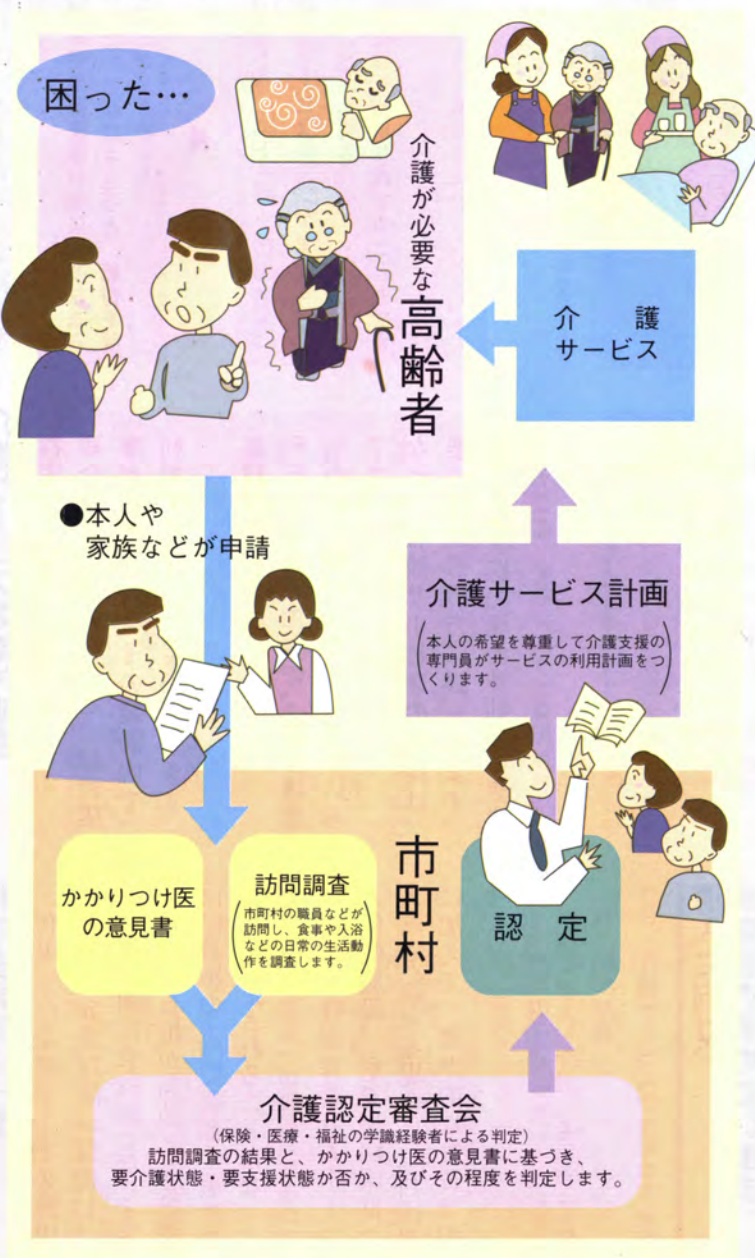
加入者は、次の二つに分類されます。

- ◇ 第一号被保険者  
六十五歳以上の人
  - ◇ 第二号被保険者  
四十歳から六十四歳までの人で、医療保険に加入している人
- 第一号被保険者と第二号被保険者では、保険料の設定方法や支払方法、介護サービスの給付要件が異なります。

表3 介護保険加入者の区分と給付対象など

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入の対象者	65歳以上の人	40歳から64歳までの人で、医療保険に加入している人
給付の対象者	●要介護状態の人 ●要支援状態の人	同左(ただし、特定疾病による場合に限り)
保険料の設定方法	所得段階に応じて市町村ごとに設定	加入している医療保険ごとの算定方法に基づいて設定
保険料の支払方法	●年金額が一定額以上の人は、年金から天引き ●それ以外の方は市町村に個別に支払い	医療保険料と一緒に支払い

## 要介護認定とサービスの利用方法



## 介護サービスの種類

- 在宅サービス**
  - 訪問介護(ホームヘルプ)
  - 訪問入浴
  - 訪問看護
  - 訪問リハビリテーション
  - 日帰りリハビリテーション(デイケア)
  - 居宅療養管理指導(医師・歯科医師による訪問診療など)
  - 日帰り介護(デイサービス)
  - 短期入所生活介護(ショートステイ)
  - 短期入所療養介護(ショートステイ)
  - 有料老人ホーム等における介護
  - 福祉用具の貸与・購入費の支給
  - 住宅改修費の支給(手すり、段差の解消など)
  - 痴呆対応型共同生活介護(痴呆性老人のグループホーム)

- 施設サービス**
  - 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
  - 介護老人保健施設(老人保健施設)
  - 介護療養型医療施設
    - ・療養型病床群
    - ・老人性痴呆疾患療養病棟
    - ・介護力強化病院(施行後3年間)

要介護状態の方が利用できるサービス  
要支援状態の方が利用できるサービス

## ここが特徴です

介護保険制度は、医療保険や年金保険のような社会保険方式により、介護を必要とする方に対して、保健・福祉・医療サービスを総合的に提供する制度で、

- ① 老人福祉と老人医療に分かれていた現行制度を介護の側面から再編成したこと
- ② 利用者が、サービスの内容や提供者を選択できるようにすること
- ③ 一体的・総合的に介護サービスを受けられるよう、介護支援機能(ケアマネジメント)の考え方を初めて導入したこと

なお、急性期医療(病状が悪化したり、新たな病気にかかったりした場合の医療)については、従来どおり、医療保険(政府管掌健康保険、国民健康保険など)から給付されます。

表1 現行の老人福祉と老人医療の制度を介護保険制度に再編成

老人福祉	老人保健(医療保険)	介護保険
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 養護老人ホーム</li> <li>● 軽費老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉用具給付・貸与など</li> <li>○ デイサービス</li> <li>○ ショートステイ</li> <li>○ ホームヘルプサービス</li> <li>○ 特別養護老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般病院(高齢者の急性期医療)</li> <li>○ リハビリテーション</li> <li>○ 老人訪問看護など</li> <li>○ 療養型病床群など</li> <li>○ 老人保健施設</li> </ul>

表2 現行の老人福祉制度との相違点

	現行の老人福祉制度	介護保険制度
財源	公費(税金)	公費+保険料(社会保険方式)
サービス選択は誰が行うか	市町村が決定(措置制度)	利用者が選択
利用者負担の考え方	所得に応じ負担	1割の定率負担 このほか施設入所者には標準的食費負担



表6 富山県高齢者保健福祉計画の進捗状況

区分	平成11年度目標	6年度実績(達成率)	9年度実績(達成率)
ホームヘルパー	(常勤換算) 752人	376人 (50.0%)	502人 (66.8%)
ショートステイ専用ベッド	700床	434人 (62.0%)	634人 (90.6%)
デイサービスセンター	97カ所	50カ所 (51.5%)	72カ所 (74.2%)
在宅介護支援センター	66カ所	33カ所 (50.0%)	51カ所 (77.3%)
訪問看護ステーション	16カ所	5カ所 (31.3%)	16カ所 (100.0%)
特別養護老人ホーム	2,900床	2,245床 (77.4%)	2,745床 (94.7%)
老人保健施設	3,100床	2,377床 (76.7%)	2,964床 (95.6%)
ケアハウス	460床	100床 (21.7%)	200床 (43.5%)

給付を受けられるのは?

介護保険では、次のような状態になったときに、給付を受けることができます。

◇要介護状態

寝たきり、痴呆などで、常に介護を必要とする状態

◇要支援状態

常時の介護は必要としないものの、家事や身支度など日常生活に支援が必要な状態

ただし、第二号被保険者については、初老期痴呆や脳血管障害など、老化に伴う病気(特定疾病といえます)によって要支援状態や要介護状態になった場合に限りです。

介護サービスの種類は?

介護保険で給付される介護サービスは、在宅サービスと施設サービスに大別できます。(3ページの図参照)

給付を受ける手続きは?

次のような手続きが必要となります。

- ① 本人または家族が、市町村に要介護認定(要介護状態や要支援状態であるか否か、介護・支援の必要度はどの程度か)についての判定)を申請する。

② 要介護認定の試行

要介護認定の公平性を確保するため、九月から十一月にかけて、県内全市町村において、要介護認定の試行を実施することになっています。

③ 介護支援専門員

(ケアマネジャー)の養成  
介護サービス計画を作成するなど、介護保険制度において重要な

② 市町村は、申請者に認定結果を通知する。

※要介護状態や要支援状態に当てはまらない(自立)と認定されると、給付を受けることができません。

③ 専門事業者(居宅介護支援事業者)に介護サービス計画(ケアプラン)を作成してもらう。

※本人または家族が作成することもできます。

表4 介護サービス計画のイメージ(要介護度2、通所サービスに重点を置いた場合)

月	午前	午後	夜間
月	ホームヘルプ		
火		デイサービス/デイケア	
水	ホームヘルプ	訪問看護	
木		デイサービス/デイケア	
金	ホームヘルプ		
土		デイサービス/デイケア	
日			

※このほかに、きょうに6か月以上のショートステイの利用が認められ、給付が考慮されます。

表5 要介護度別のサービス金額(7年度価格)

区分	金額(1ヵ月当たり)	
要支援状態	6万円程度(上限)	
在宅サービス	1 生活の一部について部分的介護を要する状態	14~16万円程度(上限)
	2 中等度の介護を要する状態	17~18万円程度(〆)
	3 重度の介護を要する状態	21~27万円程度(〆)
	4 最重度の介護を要する状態	23万円程度(〆)
	5 過酷な介護を要する状態	23~29万円程度(〆)
施設サービス	特別養護老人ホーム	平均29万円程度
	老人保健施設	平均32万円程度
	療養型病床群等	平均43万円程度

※現在、国において検討中のもの(平成11年末に定められる予定)

介護サービスの給付限度

◇在宅サービス

要介護度のランクごとに給付限度が設定され、その範囲内で、利用するサービスを選択します。

◇施設サービス

利用する施設ごとに、要介護度別の給付額が設定される見込みです。  
なお、施設サービスの利用は、要介護状態の方に限られます。(要支援状態の場合は利用できません)

利用者負担は1割

利用した介護サービス費用のうち九割は介護保険が負担し、残りの一割が利用者負担となります。利用者負担が高額となる場合は、自己負担の上限(高額介護サービス費)が設定されることになっています。

なお、特別養護老人ホームや老人保健施設、療養型病床群などに入所・入院する場合は、利用者負担に加えて、標準的な食費負担も必要です。

※療養型病床群  
医療に加え、介護にも重点を置いた病床を持つ病院

導入に向け、準備をすすめています

県では、この四月に厚生部高齢福祉課内に介護保険班を設置し、現在、市町村と協力しながら、次のような準備を進めています。

① 計画の策定

介護保険事業が円滑に運営されるよう、マンパワーの養成や介護保険施設の整備目標を盛り込んだ「介護保険事業支援計画」を策定することになっています。

介護保険 三三三知

Q1. 保険料を支払うのは何歳からですか。

A. 四十歳になれば、原則として全員が加入し、保険料を支払うこととなります。

Q2. 保険料はいくらになるのですか。

A. 第一号被保険者  
国の平成七年度時点での試算によると、全国平均で一人月額二千五百円となっていますが、実際に提供される市町村の介護サービスの水準によって上下します。

第二号被保険者

加入している医療保険者が、それぞれの計算方法により算出します。  
なお、健康保険では事業主が、国民健康保険では国が、費用の半分以上を負担します。

Q3. 保険料はどのように支払うのですか。

A. 第一号被保険者

年金額が一定額以上の方は、年金から天引きされます。  
その他の方は、個別に市町村へ支払います。

第二号被保険者

サラリーマンなどは、加入している医療保険の保険料に介護保険料を上乗せした金額を源泉徴収により支払います。

Q4. 市町村の要介護認定の結果に不満のときはどうすればいいですか。

A. 県の介護保険審査会に不服申立をすることが出来ます。

国保加入者は、国民健康保険料(税)と一緒に支払います。

Q5. 介護サービス計画(ケアプラン)とは、どのようなものですか。

A. 利用する介護サービスを組み合わせ、計画の作成をいいます。  
作成に当たっては、介護サービスを適切に利用できるよう、利用者の状況や生活環境、希望に配慮することになっています。

Q6. 介護サービスの水準に不安はありませんか。

A. 県と市町村では、引き続き、在宅・施設の両面で介護サービス基盤の整備に努めています。  
また、介護保険制度によって民間事業者などの参入も促進され、効果的で良質なサービスの提供も期待されます。

Q7. 低所得者への配慮はあるのでしょうか。

A. 保険料は、所得に応じて設定されますので、低所得者の負担は軽くなります。  
また、低所得者には、自己負担額の上限(高額介護サービス費)や介護施設の食費負担が低く設定されることになっています。

◆皆さんの意見をお待ちしています。九・十ページの「知事への手紙」をご利用ください。

問合せ/県庁高齢福祉課介護保険班  
0764(44)3272

# 未来に羽ばたく 子どもたち

21世紀を担うのは子どもたち。  
いま、自立心の芽生えはじめた子どもたちの可能性を引き出し、子どもたちが将来への夢を描ける環境をつくっていかうという動きが、高まっています。



## 「子ども世界宣言」

### 体と心をきたえよう。

富山にはきびしさとおたかさを教えてくれる立山という高い山があります。私たちは、立山のようにじょうぶな体とおおらかな思いやりの心をそだてていきたい。

さあ、みんなでたくましい体と豊かな心をきたえましょう。

### 未来に向かって挑戦しよう。

私たちは元気、やる気いっぱいです。夢や希望を語り合い、失敗をおそれず勇気をもって新しい時代をひらいていきたい。

さあ、みんなで明るい未来に向かって挑戦しましょう。

### 友だちの輪を広げよう。

私たちは友だちが大好きです。互いに相手を認め合い、心をあわせて、友情の輪を広げていきたい。さあ、みんなで国際交流をとおして良い友だちになりましょう。

### 大切な地球を守ろう。

富山には生き生きとしたよさをあらわすキトキトといふことばがあります。私たちは、自然や環境のことを真剣に考え、キトキトの地球をつくりたい。さあ、みんなで美しい地球を守りましょう。

### 平和な世界をつくらう。

私たちの郷土では昔から鐘をつくってきました。鐘の音を聞く心がやわらぎ、そして、晴れやかにあります。自由で平和な世界は、私たちの願いです。さあ、みんなの心の中に平和の鐘を鳴らしましょう。

## 1 子ども世界宣言

小学五・六年生の子も議員四十七人が、郷土や将来について話し合う「子どもとやま県議会」が、開催されました。

これは、子どもたちに、自分の意見や提言を発表することを通じて社会の一員としての自覚を持ってもらうことなどを目的に、今年始めて開催されたものです。

### 委員会活動 7/29、30

呉羽少年自然の家で行われた委員会活動では、子ども議員たちが「豊かな自然と環境づくり」「楽しい学校と友だちづくり」「私たちができるボランティア」「世界の国々や人々とのふれあい」の四委員会に分かれ、話し合いました。

以下、意見の一部を紹介します。

■ゴミ拾いに行くのとタバコの吸殻がたたくさん落ちています。ゴミを捨てるのも大人、クリーン作戦を計画するのも大人。でも実際に拾うのは子ども、というのはへんです。大人にも環境を守る努力をしてもらいたいと思います。

■まず、クラスメイトの良いところを見つめるように心がけることが、「仲間はずれ」を解決する方法だと思います。

## 2 子どもたちの十二歳を考える会

富山の未来を拓く人材の育成をめざして平成五年に設立された、富山県未来財団では、今年二月に「子どもたちの十二歳を考える会」を設置し、意見交換を行っています。

これは、十二歳という年齢が、肉体的な成長はもちろん、精神的にも自立した考え方が育ち始める時期であること、また、公共料金が大人料金になるなど大人への第一歩を踏み出す重要な節目といえることから、

①十二歳という年齢の意味  
②子どもたちの現状や子どもたちを取り巻く環境  
③大人への第一歩として、子どもたちが自分で考え行動するきっかけとなるような行事

について検討しようというものです。



■ボランティアの輪を広げるために、まず自分から、ほんの少しの勇氣を持ってボランティアを実行したいと思います。

■県内に住んでいる約八千人の外国人の中には、言葉や生活習慣の違いから困っている人もいます。これらの人々に声をかけたり、力になってあげたいと思います。

■芸術やスポーツなどの国際交流だけでは参加する人が限られてしまいます。だから、お祭りのようにみんなが気軽に参加できる国際交流があればいいと思います。

■日本は海外援助額が世界第一位だけど、民間団体が出している額で比べるとアメリカの十分の一しかありません。これからは民間の援助が大切だと思います。

### 本会議 8/11

県議会議事堂の本会議場で行われた本会議には、中沖知事も出席。各委員会からの報告と意見交換が行われ、最後に、子どもたちが全世界に向けてメッセージを発信し、未来を担っていく決意を表明する、「子ども世界宣言」が採択されました。

以下、これまでに出席された意見の一部をご紹介します。

■いま深刻なのは、子供同士で遊ぶ時間がなく、「遊び」が壊れていることだ。

■中学生は休日も部活動に追われ、時間の余裕がない。それが心の余裕のなさにもつながっている。

■部活動は、精神的に重要な面もあるが、最近では勝負にこだわりすぎていてではないか。

■自由な時間を増やし、好きな遊びをさせればよい。その中から、子どもの世界が広がっていく。

■日本の学校教育は規制が多すぎる。

■日本の子どもたちは、自分の意見を述べる機会に恵まれていない。

■子どもは夢を持っている。まず親が夢を語れば子どもも語るようになる。

■家庭と学校だけでなく、地域とマスコミの役割も大きい。地域は自助努力すべきだし、マスコミは視聴率アップではなく、倫理観や道徳観を守る努力をすべきだ。

■地域全体で子どもたちの社会参加を認め、祝福する機会があったらよい。



子どもたちが健やかに成長していくためには、学校だけでなく、家庭、地域などが連携して、取り組んでいく必要があります。子どもたちの可能性を引き出し、子どもたちが将来への夢を描けるような環境をつくっていくために何が必要か。皆さんも、今一度、考えてみてください。

◆皆さんのご意見やご提言をお待ちしています。九・十ページの「知事への手紙」をご利用ください。

※「子どもたちの十二歳を考える会」については、富山県未来財団へ。

〒930-0096  
富山市舟橋北町7-1  
富山県未来財団  
FAX 0764(44)2001  
http://www.triton.ad.jp/mirai-zaidan/



本会議で意見発表する子ども議員



県議会議事堂に勢ぞろいした子ども議員たち

# 知事への手紙

—お聞かせください、あなたの声を—

県では、広く皆さんの声をお聞きし、県政に反映させていきたいと考えています。今月号の「県広報とやま」で紹介したこと、そのほか県政一般に関すること、何でも結構です。日頃の感想や提言、ご意見をお寄せください。

■問合せ/県民相談電話 ☎ 0764 (31) 3131 FAX 0764 (44) 3300  
Eメール koho@pref.toyama.jp

お手紙ですが、  
80円切手を  
お貼りください

富山市新総曲輪1の7

富山県知事

中 沖 豊 行

知事への手紙

9 3 0 - 8 5 0 1

(ヤマ折り)

〒  
住所

〒  
住所

〔封筒のつくり方〕太線をハサミ等で切り離し、こちら側を外にして2つ折りにした後、のり付けしてください。

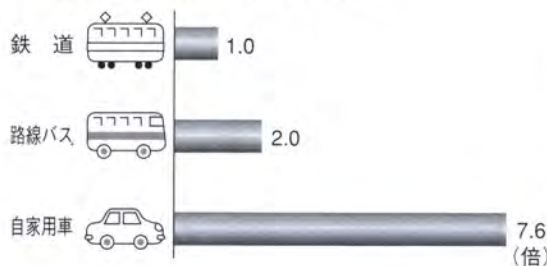
## 見直そう、環境にやさしい公共交通機関

### 「パーク・アンド・ライド」のすすめ

本県のマイカーの輸送分担率（旅客輸送全体に占める割合）は八十五％と、全国平均の六十一％に比べ非常に高い割合になっています。マイカーは、便利な反面、エネルギーの消費量が大きく、また、地球温暖化の原因である二酸化炭素や、大気汚染物質を多く排出します。いま、路線バスや電車など環境への影響が少ない公共交通機関への転換が求められています。

マイカーのない生活は、もはや考えられないといっても過言ではないでしょう。そこで、こうした問題を解決する手法として最近注目を集めているのが「パーク・アンド・ライド」です。パークは駐車、ライドは乗車の意味。自宅から最寄りの駅まではマイカーを利用し、駅周辺で駐車して鉄道などに乗り換え、目的地に向かうことをいいます。

単位輸送量（1人を1km運ぶこと）当たりの二酸化炭素排出量の比較（鉄道を1.0とした場合）



ただ、本県のマイカー保有台数は一世帯当たり一・五四台と全国第二位（第一位は群馬県の一・五六台）。

### 事例① パーク・アンド・ライドで通勤

#### 越中舟橋駅のケース

県内でも、JRや富山地方鉄道などの駅周辺に駐車場が整備され、多くの人がパーク・アンド・ライドで通勤しています。なかでも舟橋村では、平成五年度から富山地方鉄道の越中舟橋駅周辺に村営の無料駐車場を設置し、パーク・アンド・ライドを促進してきました。現在は毎日二百五十台のマイカーの利用があります。パーク・アンド・ライド用の駐車場が整備されたことで、同駅の利用者は飛躍的に増加。平成九年度にお

ける同駅の一日当たり乗降客数は、九百九十人と、五年前に比べ二・八倍に達しています。



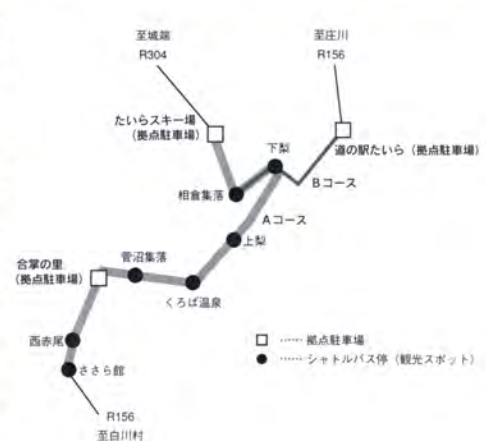
この結果、それまで普通電車しか停まらなかった同駅に急行が停車するようになり、地域住民全体にとっても利便性が大きく向上しました。

### 事例② パーク・アンド・ライドで観光

#### 五箇山のケース

合掌造り集落が世界遺産に登録された平村と上平村では、観光客が激増し、観光シーズンには交通渋滞や排気ガスによって住民の生活環境に影響が生じることが懸念されています。こうしたことから、十一月七日（土）と八日（日）の両日、平・上平地域でパーク・アンド・ライドが試行されることになりました。

これは、この地域への人口付近に拠点駐車場を用意し、マイカーで訪れる観光客には、ここでシャトルバスに乗り換え、各観光スポットへ向かってもらうという試み。シャトルバスは無料で、二系統が二十分間



隔で運行されることになっています。また、観光客や住民のアンケート調査などを併せて行い、本格実施に向けた課題を探ることになっています。

県では、今回の試行に対して支援することになっています。※実施日は変更される場合があります。

かけがえのない地球環境を未来に引き継いでいくためには、私たちの日常生活を見直す必要があります。皆さんも、マイカーと公共交通機関をうまく組み合わせるなど、環境にやさしいライフスタイルについて考えてみてください。

問合せ/県庁新幹線交通政策課

☎ 0764 (44) 3123  
◆皆さんのご意見やご提言をお待ちしています。九・十ページの「知事への手紙」をご利用ください。



# みんなで盛り上げよう、盛り上がるろう!

## — 2000年国体PR用グッズ貸出中 —



いま、2000年国体富山県民運動が展開されています。これは、「2000年とやま国体」と「きらりんぴっく富山」を県民総参加で成功させ、感動を分かち合おうというもの。大会まで、あと500日あまり。開催に向けてみんなで盛り上がっちゃうなんていうのも運動のひとつです。そこで、国体実行委員会では、国体PR用グッズの無料レンタルを実施しています。おなじみ時丸・風丸の着ぐるみやマスコットぬいぐるみのほか、のぼり旗、ジャンパー、はっぴ、PRビデオ、横断幕、さらには、賞状・賞品を並べるのにも便利なカウンターやブースなど品そろえも豊富です。もうすぐ秋のイベントシーズン。地域のお祭りに、運動会に、時丸・風丸を仲間に入れてください。

問合せ／2000年国体富山県実行委員会  
事務局総務課  
☎0764 (44) 9667



黒部川の清流と  
トロッコ電車  
宇奈月町

宇奈月と樺平を結ぶ「トロッコ電車」は、黒部峡谷の大自然を堪能できることで知られている。

定員三十六名の小さな客車を連ねたトロッコ電車は、ガタンゴトンと走りながら、カーブにさしかかるたびに、車輪とレールが摩擦して「キキキ」という音を響かせる。客車の中はとも賑やかだが、それでも耳を澄ませば、黒部川のせせらぎや、岩間を流れ落ちる水音が清涼感を届けてくれる。窓がなく、平均時速十六キロと、のんびり走るトロッコだからこそ楽しめる音なのだ。

四季折々の美しさに彩られる黒部峡谷は、トロッコの魅力と相まって、訪れる人たちに至高のひとときをもたらしてくれるに違いない。



県では今年二月、未来に伝えたい、残したい、県内五十箇所の「とやまの音風景」を認定しました。